

意匠審査基準（第 7 部第 4 章）改訂の方向性について

1. 画像を含む意匠の登録要件（保護拡充）に関する検討の方向性（第 6 回WG 資料 2）

（１）工業上利用することができる意匠（意匠法第 3 条第 1 項柱書）

【論点 1－１】あらかじめ記録の要件の取扱い

- ・最初の製造出荷の段階で物品に記録されている画像のみならず、その後いずれかの段階で、物品の部分として新たな物品に記録されている画像となったものについても、物品との一体性を有するものとして取り扱う。
- ・①物品の外部からの信号による画像を表示したもの、及び、②物品に接続又は挿入された記録媒体に記録された画像を表示したもの、については、引き続き、物品との一体性を満たさないものとして保護対象とはせずに、「あらかじめ記録」の要件を撤廃する。
- ・（１）装飾表現のみを目的とした画像、（２）映画等（いわゆるコンテンツ）を表した画像、（３）汎用の表示器に表示された画像、（４）記録媒体に記録された画像、（６）ゲーム機に関する画像、については、従来の取扱いを変更しない。

【論点 1－２】電子計算機の機能に関する取扱い

- ・事後的な画像の記録によって新たな意匠に係る物品が成立すると考えられることを前提として、ソフトウェアのインストールにより電子計算機に記録された画像（事後的に記録された画像）について、意匠法上の意匠を構成することを意匠審査基準に明記する。

（２）願書及び図面に記載すべき事項

【論点 2－１】意匠に係る物品に関する記載

- ・物品（専用機）に事後的に記録された、基本となる物品が通常具備する範囲内の機能に係るアップデートの画像の場合、願書の「意匠に係る物品」の欄の記載中に、当該機能について明記することは要さない。
- ・電子計算機に事後的に記録された付加機能に係る画像の場合には、願書の「意匠に係る物品」の欄の記載中に、当該付加機能を伴った電子計算機であることを明記する。当該「〇〇機能」は、従来専用機において認められている物品の区分を参考としつつ、個別の物品になり得る程度の機能を記載する。
- ・「意匠に係る物品の説明」の欄については、現行の意匠審査基準において必要としている記載事項をそのまま維持する。

【論点 2－２】図面の記載

- ・意匠に係る物品を「〇〇機能付き電子計算機」とする、電子計算機（本体）とデータ表示機とが別体として構成された電子計算機の場合、画像図以外の意匠に係る物品全体の形状等について、一組の図面の省略を認め、画像図のみの図面による出願を認める。

(3) 類否判断（意匠法第 3 条第 1 項 3 号）

【論点 3－1】画像を含む意匠の意匠に係る物品の類否判断

- ・以下の点に留意しつつ、基本的に現行の意匠審査基準における全体意匠及び部分意匠の類否判断の考え方をそのまま適用する。
 - ①意匠に係る物品の用途及び機能が当該物品の全体として共通している場合には、具体的な用途及び機能に多少の相違があったとしても、意匠に係る物品は類似すると判断する。
 - ②比較の対象となる意匠の意匠に係る物品が、当該画像とは直接的に関係しない他の機能を有する場合であっても、意匠に係る物品の用途及び機能が当該物品の全体として共通し、当該画像に係る機能が共通する限りにおいて、意匠に係る物品は類似すると判断する。
 - ③具体的機能を付加した電子計算機（〇〇機能付き電子計算機）と他の物品（専用機）との類否については、物品全体としての用途及び機能が共通するかどうかを勘案して判断する。
 - ④意匠登録を受けようとする部分の用途及び機能についての類否判断は、願書及び図面に表された画像の用途及び機能を認定した上で、対比する意匠における「意匠登録を受けようとする部分」に相当する箇所の用途及び機能との共通性の有無を判断する。

【論点 3－2】公知資料中に表された画像の認定

- ・公知資料中に表された画像についても、それが電子計算機にインストールされて使用されるソフトウェアの画像であることが合理的に認定できる限りにおいて、当該画像を表示する物品全体を示す図の有無にかかわらず、具体的機能を付加した電子計算機（〇〇機能付き電子計算機）の画像を含む公知の意匠であると認定し、出願の意匠との対比を行う。

2. 改訂意匠審査基準（案）における主な改訂点

- (1) 意匠を構成する画像についての冒頭の記載を基本的な要件のみとし、登録要件に係る記載と重複するものを後段に一本化。（現行意匠審査基準 74.1 及び 74.2）
- (2) 画像が意匠を構成するために必要な「物品にあらかじめ記録された画像」の要件について、「あらかじめ」の文言を削除、「物品に記録された画像であること」を明記。（【論点 1－1】対応）
- (3) 電子計算機の手扱いを変更。ソフトウェアと一体化した電子計算機を新たな物品（付加機能を有する電子計算機）と位置づけ、当該物品の画像が意匠を構成することを記載。（【論点 1－2】対応）
- (4) 付加機能を有する電子計算機の場合の「意匠に係る物品」の記載方法について記載。（【論点 2－1】対応）
- (5) 当該物品と一体として用いられる物品に表示される画像についての記載を追加。（【論点 2－2】対応）
- (6) 画像を含む意匠の場合における、意匠に係る物品の類否判断の考え方について追記。（【論点 3－1】対応）
- (7) 公知資料中に表された画像を、付加機能を有する電子計算機の画像として取り扱う場合について追記。（【論点 3－2】対応）

改訂意匠審査基準（案）項目	改訂内容
74 関連条文	(変更なし：現行意匠審査基準 74)
74.1 意匠を構成する画像	(新規) ・上記（１）：意匠を構成する画像の基本的な要件を記載
74.2 画像を含む意匠の意匠登録出願における願書・図面	(追記：現行意匠審査基準 74.3) ・上記（４）：「意匠に係る物品」の欄の記載（【論点 2-1】対応） ✓ 改訂案「74.2.1 画像を含む意匠の意匠登録出願における願書の記載事項（２）「意匠に係る物品」の欄の記載」
74.3 画像を含む意匠の意匠登録出願に係る意匠の認定	(変更なし：現行意匠審査基準 74.4)
74.4 画像を含む意匠の登録要件	(変更なし：現行意匠審査基準 74.5)
74.4.1 工業上利用することができる意匠	(変更なし：現行意匠審査基準 74.5.1)
74.4.1.1 意匠を構成するものであること	(修正・追記：現行意匠審査基準 74.5.1.1) ・上記（２）：「あらかじめ記録」の要件の修正（【論点 1-1】対応） ✓ 改訂案「74.4.1.1.1.2 物品の表示部に表示される画像が、その物品に記録された画像であること」 ✓ 改訂案「74.4.1.1.1.2.3 その物品に記録された画像であること」 ✓ 改訂案「74.4.1.1.3 意匠を構成する画像に該当しないもの（２）映画等（いわゆるコンテンツ）を表した画像」等 ・上記（３）：電子計算機に記録された画像の取扱い（【論点 1-2】対応） ✓ 改訂案「74.4.1.1.1.3.1 電子計算機の画像」 ✓ 改訂案「74.4.1.1.1.3.2 付加機能を有する電子計算機の画像」等 ・上記（５）：データ表示機に表示される付加機能を有する電子計算機の画像の取扱い（【論点 2-2】対応） ✓ 改訂案「74.4.1.1.1.2.2 当該物品又はこれと一体として用いられる物品に表示される画像であること」 ・現行意匠審査基準 74.1 及び 74.2 の内容をこの項に一本化
74.4.1.2 意匠が具体的なものであること	(変更なし：現行意匠審査基準 74.5.1.2)
74.4.1.3 工業上利用することができるものであること	(変更なし：現行意匠審査基準 74.5.1.3)
74.4.2 新規性	(修正：現行意匠審査基準 74.5.2) ・上記（７）：公知資料中に示された画像の取扱い（【論点 3-2】対応） ✓ 改訂案「74.4.2.1 意匠法第 3 条第 1 項第 1 号及び第 2 号」 ・上記（６）：画像を含む意匠の類否判断（【論点 3-1】対応） ✓ 改訂案「74.4.2.2.1 公知意匠と画像を含む意匠の類否判断」 ✓ 改訂案「74.4.2.2.1.1 対比する両意匠の意匠に係る物品の認定及び類否判断」
(以下、画像を含む意匠の保護拡充に関する修正なし)	

以上